平成30年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成30年7月6日

7月6日(金) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を 香取市役所5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見 について

日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について

日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

日程第9 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

日程第10 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

日程第11 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2 看	番 越	JII	定	勝
3番	富	澤	克	彦	4 看	争 寺	島	美	幸
5番	飯	森		孝	6 看	肾 片	野	壽	夫
7番	海老	澤		武	8章	番 髙	松	多三	可 史
9番	鵜	澤	幹	司	10看	番 林		藤	江
11番	菅	谷	樹	雄	1 2 看	备 内	Щ	勝	己
13番	篠	塚	正	悟	1 4 看	音 髙	木	甚	_
15番	伊	藤	はっ	子	16看	番 髙	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18看	至 栗	林	利	男
19番	大	堀		潔					

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 藤 崎 弘 之 管理班長 髙 岡 晃

農地班長 林 光 夫 主 査 滑 川 典 文

主 査髙 橋 亮太郎

開会 午後 2時53分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名で全員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 越川定勝委員、16番 髙木重樹委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第5号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成 30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から4番までです。

整理番号1番は親子間による使用貸借権の再設定です。

次に、整理番号2番、3番および4番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、それ ぞれ売買により所有権移転を受けるものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 去る、6月27日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、 第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部 効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権 利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申しあげます。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。 以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番については、私の案件であるので議事進行の都合上、事務局より意見 書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に隣接する農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがいまして、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する 意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出 があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年7月6提出、香取市 農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページです。

整理番号1番、建売分譲住宅用地とする計画であったが融資が見込めなくなったため、譲受人が承継し宅地拡張用地に計画変更するものです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、建売分譲住宅用地の計画を変更し、承継人が隣接する宅地を駐車場用地にすることから、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でした。

したがいまして、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず場所ですが、○○○○○を○○方面に向かって○キロほど行きますと、左手に○○○○という○○○○さんがあります。その○○○○さんの裏手になります。

この申請は、当初の事業計画者が平成5年に建売分譲住宅用地としての転用許可を受けて

おりますが、許可後金融機関より融資を見込めなくなったため許可面積の一部を承継するものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。平成30年7月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページです。

整理番号1番、転用目的は駐車場用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種居住地域のため、第3種農地に該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性についても問題なく許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇を左に見て、その先の信号を右折し一つ目の信号も右折し 少し先の右側になります。既存するアパートの駐車場となります。

申請人は、アパート経営をしておりますが、現在アパートで利用している駐車場を実家に 戻ってくる子供たちのために使用することにしたため、アパートに近い申請地を代替えの駐車場として利用する計画をしたものです。

申請地では埋立等は行わず整地し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・ 雑排水の発生はありません。

また、隣接農地にはブロックフェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。平成30年7月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは6ページから9ページで、整理番号は1番から11番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に 該当します。

整理番号2番、転用目的は農業用施設用地で権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は農振農用地でありますが、不許可例外事由Bの農用地利用計画において指定された用途に供するために行うものに該当します。

整理番号3番、転用目的は太陽光発電施設用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に 該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが不許可例外事由 I の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号5番、転用目的は貸駐車場用地および貸資材置場用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号6番、転用目的は障害者支援施設用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に 該当します。

整理番号7番、転用目的は宅地拡張用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号8番、転用目的は貸駐車場用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号9番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号 10 番および 11 番は同一事業であります。転用目的は店舗および倉庫用地です。 権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが不許可例外事由 I に該当します。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。

このうち、整理番号1番、2番、5番、10番および11番の案件については現地調査を行い、その他の案件については書類および写真等により審査を行いました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしている ものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進 達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件についても調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響および申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上 げます。

場所ですが、○○○○○○○方面から○○○方面に向かいまして、○○○○の○○二つ目の○○を○メートルほど行った所を右折して○○メートルほど行きますと、○○○と言う○○があります。そこの所を右折しまして○○メートル行った所が現地です。

譲受人は、〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用 し安定収入を得るため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。 申請地では、埋立等は行わず整地し用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・ 維排水の発生はありません。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられますが、 月1回の点検を行う対策もするとのことです。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題はないと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、3番 冨澤委員。
- 3番冨澤委員 整理番号2番について、石橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上 げます。

場所ですが、○○○○○線を○○方面に向かって○○の最初の○○を○○の○○を渡って、 そこから○○メートル位行った所を右に曲がって、○○○○を渡って、○○○○沿いに行った所に○○○があるんですが、そこの手前一番西側に位置する所です。

この申請は、○○地区の担い手である○○○○、○○○○○○○○○○○○ですが、農作業の 効率化および規模拡大のためにライスセンターを建設する計画をしたものです。

申請地では、用水は敷地内井戸を利用し、雨水は集合桝より合意を得ている農業用排水路 を放流し、汚水は汲み取り式にて処理、雑排水については浸透桝により敷地内浸透処理となります。

また、隣接農地には土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えています。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番、4番の2件について、4番 寺島委員。
- 4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・ 雑排水の発生はありません。 また、隣接農地には、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、現在アパート住まいですが手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地し、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽から蒸発湿潤装置により敷地内浸透処理とします。

また、隣接農地には、ブロックフェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番、6番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、この件については髙木推進委員と電話にて連絡し合いました。

場所は、○○○○○○方面へ向かい○○○○○○の○の先を左折し80メートル位行った所の左側です。

譲受人は、自己所有地を複数年契約により、〇〇〇〇〇〇日の駐車場地として貸していましたが、当該地が〇〇〇〇〇〇日地として利用されることになったため、〇〇〇〇近隣地である申請地を駐車場用地として利用し、また、併せてレンタルボックスを設置することで安定収入を得ることを計画したものです。

申請地は、砕石で整地し、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑 排水の発生はありません。

また、隣接農地には、コンクリート柵渠を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、この件も髙木推進委員とは電話で了承を得ています。

場所は、○○○○所より北に約○○メートル位行った○○の○○○の前の所です。

譲受人は、市内に本店のある○○○○を行う○○○○○ですが、既存施設である○○○○○○○の隣接地において、地域社会の支援を必要とする○○○○○○に対しての○○○○○を追加整備する計画をしたものです。

申請地では埋立等は行わず整地し、用水は上水道を利用、雨水は浸透桝による敷地内処理 とし、汚水・雑排水については、下水道に放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックが設けられており、土砂流出の防止は図られております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号7番について、6番 片野委員。
- 6番片野委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、先ほど議案第2号で説明した場所でございます。

譲受人は、現在隣接地で暮らしておりますが、世帯で4台の車を保有しているところ、1 台分の駐車場しかないため、自宅敷地を拡張すること計画したものです。

申請地では、埋立等は行わず整地し、用水は利用はなく、雨水は側溝へ流し、汚水・雑排 水の発生はありません。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号8番について、13番 篠塚委員。
- 13番篠塚委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、市内に本店のある○○○○等を行っている法人の代表者であります。

現在、隣接地において〇〇〇〇〇を駐車しておりますが業務拡張による増車により、申請地を自身が経営する法人に対する貸駐車場として利用する計画をしたものであります。

申請地では、埋立は行わず砕石を敷き、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理と し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、申請地の方が低いため土砂流出の影響は軽微と考えられます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番、10番、11番の3件については、私の案件でありますので、議事進行 の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号9番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○○○○○線を○○から○○○方面へ向かい○○○○○と分岐する交差点を旧道の方へ左折し、そこから○○メートルほど先の道路脇になります。

譲受人は、現在実家住まいですが、手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では埋め立て等は行わず整地し、用水は上水道を利用、雨水は浸透桝による敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽から蒸発湿潤装置により敷地内浸透処理とします。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号 10 番、11 番につきましては、関連案件同一事業ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は、市内に本店のある○○○類等の卸売り、小売業などを行う法人ですが、製品の保管・管理、そして交通の便が良い申請地に販売所および倉庫を建設する計画をしたものです。

申請地では埋立等は行わず整地し、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、 汚水・雑排水については下水道に放流します。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の影響は軽微であると考えられます。 資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件 を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

はい、栗林委員。

18番栗林委員 整理番号 1、3の太陽光パネルの件だが、敷地面積とパネル枚数で構造上違いがあるのか。

事務局農地班長 パネルー枚あたりの大きさが違うというところがあるんですが。

18番栗林委員 このような表記は必要あるのか。

事務局農地班長 そうしますと、事業計画の方にパネル枚数なり、その出力等の表示がありまして、議案の方には太陽光のパネル枚数を一応施設の概要として記載しております。次回以降については、表記の仕方を検討したいと思います。

- 18番栗林委員 ということで、わかりやすく表記していただきたいと思いまして、よろしく お願いします。
- 議長ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、ほかに質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第4次農用地利用集積計画は、整理番号1番から6番で、ページは10ページから12ページです。

所有権移転が1件、1,880 m²で、畑です。

次に、使用貸借権設定の新規が1件、3,000 m²で畑です。

次に、賃借権設定の新規が2件、7,082 m²で、すべて畑です。

次に、再設定1件、7,883 m²で、すべて田です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規1件、3,738㎡で畑です。

以上6件の第4次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に 対する意見を求める。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは13ページで、議案は1件です。

賃借権設定の新規、3,738 m²で畑です。

以上、1件について、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので 報告する。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、1件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件で、中間管理権の解約に伴うものです。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年7月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時42分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人